

学生協ニュース

No.32

東北大学学生生活協議会広報委員会

学生が、学生証提示を強要され、身体を拘束される事態が発生しました

12月7日（金）12時頃、川内北キャンパス通称緑地帯で、本学学生が、学生と思われる2名に学生証の提示を強要され身体を拘束される事態が発生しました。

この2名はメガネをかけカメラを持っており、「君は警察官かそれとも本学の学生か、学生であれば学生証をみせろ」と言い、学生が断るとその腕をつかみ手を強く引いて拘束状態にしました。学生は危険を感じたため、学生証を提示したところ、この2名は学生証の記載を確認のうえで学生を解放しました。

当然のことながら、学生には他の学生に対して学生証等の提示を強制する権限は全くありません。しかもこのような強制をしたうえに、短時間であったにしろ、学生の身体を拘束した以上、この行為は明かな不法行為です。もし、この2名が学外者であったとしても、このような行為が許されないのはいうまでもありません。

このような行為は、大学の教育研究環境と構成員の人権に対する重大な侵害であるばかりか、大学の自治自体を侵害しかねない重大で悪質な行為です。

学生諸君は、同様な事態に遭遇した場合は直ちに事務窓口に届け出てください。

また、大学は2名の者に対し、直ちに名乗り出て身許を明かにすると同時に、被害者である学生と大学に文書を以って謝罪の表明をすること、今後二度と同様の行為を繰り返さないことを、強く要求します。